

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年10月12日

分任支出負担行為担当官

国立感染症研究所総務部業務管理課長 田中



1. 業務概要

(1) 業務名

国立感染症研究所村山庁舎3号棟BSL3実験室へのシャワー室増築及び排水処理施設建設に関する調査及び設計業務

(2) 業務内容

国立感染症研究所村山庁舎3号棟BSL3実験室へのシャワー室増築及び排水処理施設建設に関する建築・設備工事及びこれに付随する工事を施工するための調査、設計及びコンサルタント業務を行う。

詳細は入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の翌日～平成31年3月29日

(4) 本業務は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。

(5) 本業務は提出資料、入札等を紙入札方式で行う。

2. 入札参加者に要求される資格

(1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 厚生労働省により関東・甲信越地域における平成29・30年度建築関係コンサルタント業務に係る「A」又は「B」等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、厚生労働省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(5) 関東・甲信越地域内に本店又は支店を有する者であること。

(6) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発註工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ① 厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
- ④ 国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (8) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
- (10) 次の次項に該当する者は、競争に参加できない。
 - (ア) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - (イ) 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (11) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び参加表明書をもって入札をし、次の各要件に該当するものうち下記(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- ①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も良い者を落札者とすることがある。
- ②落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- ③上記において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

①評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

②価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点＝(価格評価点の配分点(=60点))×(1－入札価格／予定価格)

③技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記1)、2)、3)の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

- 1) 資格
- 2) 技術力
- 3) 業務実施方針及び手法

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の満点 (=60 点)) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒208-0011 東京都武蔵村山市学園4-7-1

国立感染症研究所 村山庁舎 総務部業務管理課 施設運営係

電話 042-848-7009 FAX 042-565-3315

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成30年10月12日（金）～平成30年10月26日（金）までのうち、閉庁日を除く毎日の9時00分～17時00分までとする。

交付場所：①上記（1）にて紙媒体で交付。

②上記（1）へ電子ファイルの受取可能なメールアドレスをFAXにて登録し、電子ファイル（PDF）で交付。ただし、事前に電話連絡をすること。

(3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、上記2.（2）に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている者とする。

(4) 申請書及び資料の提出期限及び場所並びに提出方法

提出期限：平成30年10月29日（月）17時00分まで。

提出場所：上記（1）に同じ。

提出方法：紙により持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）。

(5) 入札書の提出期限及び場所並びに提出方法

提出期限：平成30年11月9日（金）17時00分まで。

提出場所：上記（1）に同じ。

提出方法：紙により持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）。

(6) 開札の日時及び場所

開札日時：平成30年11月12日（月）13時00分

開札場所：国立感染症研究所 村山庁舎 集会室（管理棟1階）

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金 免除。

②契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.（1）に同じ。

(7) 本案件は提出資料、入札を紙入札方式で行うものであり、対応についての詳細については、入札説明書による。

(8) その他詳細は入札説明書による。